

山口省藏が訊く

金融業界の課題を読み解く

熱い!! 金融対談

第4回 金融と認知症高齢者支援（前編）

尾川宏豪（ゲスト）×山口省藏（聞き手）



◆ テーマと概要

本連載は、金融業界における課題をテーマに、「熱い金融マシン協会」を主催する山口省藏氏による識者との対談をお伝えするものである。

第4回と第5回は、全国地域生活支援機構理事の尾川宏豪氏との「金融と認知症高齢者支援」についての対談をお伝えする。前編となる今回は、超高齢社会における金融の課題と成年後見制度を取り上げる。

● 高齢者支援に関わるようになった背景

山口 尾川さんが金融における高齢者支援に関するようになつた経緯を教えてください。

尾川 野村総合研究所にいた2011年末から行つた金融取引における顧客適合性の調査がきっかけです。調査の過程で、

深刻な社会的問題を感じました。例えば、高齢者本人の高額な医療費支払いのため、家族から本人名義の投資信託解約の申出があつた場合に、本人は病気で解約手続きできる状態になく、成年後見人を選任する時間もないため、やむを得ず推定相続人全員に同意をもらつて解約したという事例です。法的には本人に無断で解約することは許されませんが、本人のために解約しないわけにいかないわけです。このような事例は今後もつと増えるに違いないと考え、高齢者そのものの研究を始めました。

山口 全国地域生活支援機構とは、どのような組織なのですか？

尾川 私は、2013年に東京大学が主催した市民後見研究実証プロジェクトの市民後見人養成講座で成年後見を勉強しました。このプロジェクトは市民が後見NPO法人を作り、地域で

18～2019年度には、埼玉県坂戸市の社会福祉協議会による法人後見受任のお手伝いをしました。

● 超高齢社会と金融機関の課題

山口 超高齢社会の問題をどうみていますか？

尾川 高齢者問題における一番大きな原因是社会的孤立です。核家族化が進展し、身寄りのない高齢者が増えています。坂戸市での調査では、後見ニーズのある40件の事案のうち、同居の家族がいたのは約4分の1でした。介護保険を利用していれば、

後見体制を整える実証研究でもありました。プロジェクト終了を契機に、「後見NPOを中心とした組織を作ろう」と事務局のメンバーから相談を受け、仲間と3人で立ち上げたのが全国地域生活支援機構です。機構では、成年後見勉強会の講師などの活動を行っています。20

金融機関の課題を読み解く 熱い!! 金融対談



●全国地域生活支援機構 理事
尾川宏豪 氏

ケアマネ（ケアマネージャー）などの支援も期待できますが、そうでないと社会との接点もありません。かつては、近所の人たちの見守りもありましたが、都市部では、マンションが増え、隣人がどんな人かわからなくなっていました。人間関係の希薄化が問題の背景にあります。

また、高齢者自身が老後の準備をしていないことも問題です。「自分は大丈夫」と思いこむ正常性バイアスによって、老後の生活が成り行き任せになってしまいます。

山口 数年前から、営業店の現場では、「通帳がない」、「キャッシュカードを失くした」、「暗証番号を忘れた」などの申出が増えていました。認知症による生活の支障は、金融取引だけではなく、生活全般に影響する問題で、金融機関単独での解決は難しいでしょう。トラブル発生時には、地域包括支援センター等の支援を活用している金融機関職員もあります。ただ、そうした連携対応ができる職員は、たまたま親族に知り合いがいた等のケースであり、動きが点になつていません。関係機関との組織的な連携が必要です。

山口 営業店での高齢者トラブル増加は本部に届いているのでしょうか？

尾川 営業店が困っていることは、本部、役員層に伝わりつつあり、重要な経営課題だと認識する段階にきていていると思います。しかし、具体的・組織的な対応策ができるかは疑問です。高齢者から「定期預金の残高がない。銀行が盗んだんだ！」とクレームを受けるなどのトラブルが起きた場合、本部は「現場でとにかくうまくやつてくれ」といった指導しかできてい

る生活が成り行き任せになっています。

金融機関単独での解決は難しいでしょう。トラブル発生時には、地域包括支援センター等の支援を活用している金融機関職員もあります。ただ、そうした連携対応ができる職員は、たまたま親族に知り合いがいた等のケースであり、動きが点になつていません。関係機関との組織的な連携が必要です。

山口 営業店では、どういった対応に気をつけておくべきですか？

尾川 認知症の専門家ではない金融機関職員が上手に対処するのは難しいでしょう。まずは、地域包括支援センターを頼ることが基本です。地域包括支援センターにいるケアマネ、保健師、社会福祉士などは対応に慣れています。日頃から対処法を聞いておく、いざとなつたら来てもらう、といった顔の見える関係を作つておくとよいでしょう。

一例として、東京都大田区の「おおた高齢者見守りネットワーク・みまも」は参考になります。地域住民や事業者が支援を必要とする人を見つけたら、支援機関につなぐ活動です。銀行もそこに乗つかれば自分たちの困りごとを助けてもらえます。

優れたケアマネは高齢者との距離感が近く、高齢者は、金融

ないのではないか。

資産や相続の問題等、家族に言えないことまでケアマネに相談するようになります。我々が後見案件を紹介してもらうのは、圧倒的にケアマネからの紹介です。高齢者の金融ビジネスのきっかけを得るには、ケアマネとの連携が有効だと思います。

●成年後見制度の課題

山口 成年後見制度とはどのような制度なのですか？また、どの程度利用されているのでしょうか？

尾川 成年後見制度は、「精神上の障害によつて、判断能力が低下した場合でも、不利益を被ることがないように本人を支援・保護する権利擁護の制度」です。大事なことは「本人が不利益を被らないようすること」です。

2025年には認知症高齢者は700万人になると推計されています。一方、成年後見の利

用は約22万件。多くの高齢者が、

不利益を被つてから、やむを得ず法定後見を利用しています。

すでに認知症が進み、後見が必要な人の多くが現実に利用していません。また、将来後見人が必要になると思われる、子どもがいない、身寄りがない人が何の手も打つていなことが大きな問題です。

山口 後見人には、どのような人がなるのですか？

尾川 後見制度が始まった2000年当初、後見人の9割は親族でした。20年経つて親族の後見人はわずか2割です。残りの7割は弁護士や司法書士などの士業専門職、1割は社会福祉協議会や市民後見人等です。

山口 後見人から親族が外されてきた背景を教えてください。

尾川 そもそも天涯孤独にある人や、後見人を任せられる親族がない高齢者が多いことが挙げられます。

げられます。

また、後見人の不正も大きな要因です。2012年広島高裁

の判決があつた事件では、叔父の後見人となつた姪が3500万円の財産を横領し、罪に問われました。家庭裁判所が訴えられた結果、家裁の監督責任が認められ、国家賠償請求が認められたというものです。

このような事件をきっかけに、家庭裁判所は、多額の資産をもつ高齢者の場合、親族後見人の選任を避けるようになります。しかし、親子の仲が良く、本人が子どもに後を託したいと思つても、子どもによる後見が認められないとする、後見制度自体が市民の感覚に合わないものとなつてしまします。

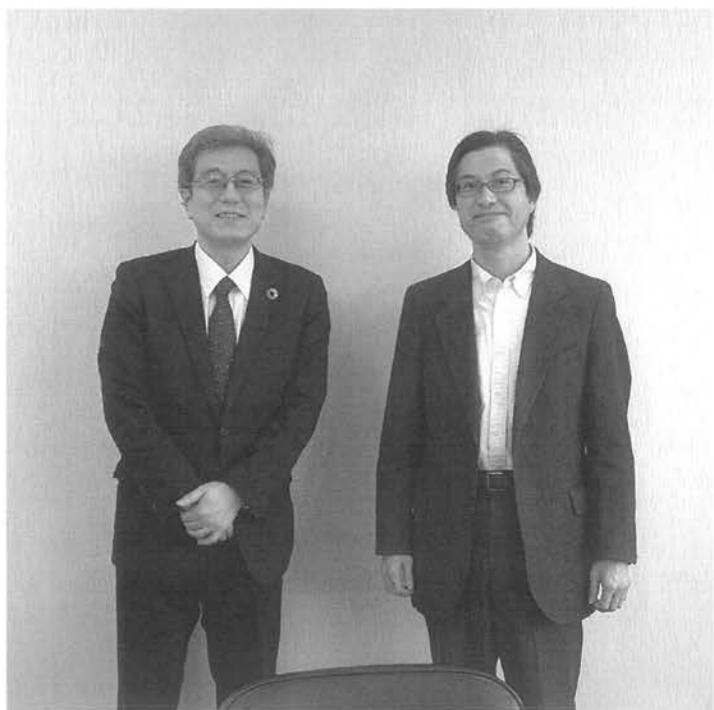
山口 親族が後見人になる場合に、後見人をつけるか、後見制度支援信託もしくは後見制度支

援預貯金をつけるかのどちらかにになるのでしょうか？

尾川 多額の預貯金があり、親族が後見人候補者になる場合、東京家裁では通常そのどちらかを選択させます。専門職後見人の場合、通常、監督人はつきませんが、善管注意義務違反に問われない防衛策として、後見制度支援預貯金や後見制度支援信

に鍵をかける制度で、多額の預貯金を引き出すときには、家庭裁判所が関与する仕組みです。まず、本人の預貯金口座を、50～300万円ぐらいうの小口口座と、それ以外の大口口座に分けます。日常生活に必要なお金は小口口座で後見人が管理します。家のリフォームなど大口口座からの出金が必要な場合は、後見人が家庭裁判所から承認を得た指示書を金融機関に提示して、お金を引き出します。

金融機関の課題を読み解く 熱い!! 金融対談



●金融界における後見業務への取組みにスポットをあてた
後編もご期待ください

託を使うことがあるようです。

山口 専門職による後見の課題について教えてください。

尾川 家庭裁判所は、不正防止のために、親族ではなく、直接利害を持たない専門職による後見を優先しています。

しかし、専門職後見人の中に業務の範囲を財産管理に限定し、生活に関わる様々な意思決定の支援が抜け落ちているケースもみられます。医療費の支払いの前に、どの病院にするか、通院の手配や付添いをどうするなどの問題があります。施設との入居契約の前に、二一

ズや予算に合った施設を探さねばなりません。それこそが後見人としての支援なのです。

専門職後見人の中には、「後見人の仕事は法律行為であつて、事実行為はできません」と言う人もいます。しかし、高齢者の暮らしにとって重要なのは、事実行為のほうなのです。

山口 財産管理だけでも後見業務の負担は大きい、とのイメージがありますが、実際はどうなのですか？

尾川 財産額が大きいほど後見人の負担は大きいという家庭裁判所の誤解があると思います。複数の賃貸不動産を保有するなど、負担が大きい事例もありますが、預貯金が少ない事案ほど、やりくりしながら、本人の暮らしを維持することには大きな負担がかかります。財産額と後見人の職務の負担は比例しません。また、不慣れな親族後見人にとつて、厳格な金銭管理を行い、家裁に提出する財産目録や

収支状況の報告書を作成するのばかりません。それこそが後見人としての支援なのです。

山口 成年後見制度について見た使いやすさの点で、まだまだ課題があるようですね。後半（次号）は、金融界における後見業務への取組みなどについても伺っていただきたいと思いま

す。

プロフィール
(ゲスト)

おがわ・ひろひで ●1988年東洋信託銀行(現三井UFJ信託銀行)入社。
06年野村総合研究所入社。「繰活」を起
点とする現代版隠居の仕組み作り、福
祉×金融による成年後見事業を推進。
現在は株式会社エクサウイザーズ所属
で品川区社会福祉協議会非常勤職員や
全国地域生活支援機構の理事も務める。
(聞き手)
やまぐち・しょうぞう ●1987年日
本銀行入行後、金融機関の考查・モニ
タリング部署を中心に担当し、金融高
度化センター副センター長を経て、18
年に株式会社金融経営研究所を設立。
金融を通じた社会の発展を目的に「熱
い金融マン協会」を運営。